

千葉労働局発表
令和7年5月2日

担当	千葉労働局職業安定部
	職業安定課長 太田 克明
	雇用保険監察官 栗山 潤一
	電話 043-221-4081

船橋公共職業安定所における書類の誤送付について

千葉労働局（局長 こやま ひでお 小山 英夫）は、船橋公共職業安定所（以下「船橋所」という。）における個人情報を含む書類の誤送付について、下記のとおり当該事案を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

記

1 概要

船橋所において、雇用保険受給資格者証（以下「資格者証」という。）をA氏とB氏に封書で送付する際、A氏とB氏の資格者証を入れ間違って送付するという誤送付事案が発生した。

資格者証には、氏名、被保険者番号、生年月日、住所、金融機関名、支店名、口座番号）、支給金額が記載されていた。

2 事実経過

- 令和7年3月14日、A氏及びB氏の失業認定申告書と資格者証が郵送されたため支給処理を行い、資格者証をA氏及びB氏に特定記録で発送した。
- 同年3月21日、A氏からB氏の資格者証が届いたと電話連絡があり、郵送記録を確認しB氏に電話連絡したところ、A氏の資格者証が届いていたことが分かり、個人情報の漏えいが発覚した。

3 発生原因

令和7年3月14日に資格者証を封入、封緘する際、ダブルチェックが形骸化していたため。

4 再発防止対策

- 船橋所においては、令和7年3月24日、所長から全職員に対し、電子メール及び紙媒体により、本件事案発生の概要及び問題の所在等の説明を行うとともに、「個人情報保護に関する研修テキスト」に基づく基本動作・確認作業を徹底するよう注意喚起を行った。
- 同年3月25日、所長から全職員に対して、緊急に「個人情報保護に関する研修テキスト」を使用した自主点検を実施するよう指示した（31日完了）。
- 千葉労働局においては、同年3月24日、職業安定部長から局内の全ての公共職業安定所長に対して、事案の内容及び発生原因について電子メールで周知し、基本動作の徹底、再発防止に向けた個人情報の適正な管理について指示した。
- 同年4月3日、職業安定課長から局内の全ての公共職業安定所長に対し文書を発出し、封入作業及び確認・封緘作業の徹底を指示するとともに、同年4月8日、船橋所の訪問点検を実施した。
- 同年4月25日に開催した署所長合同会議で、総務部長から事案の説明及び再発防止の徹底に係る注意喚起を行った。